

平成二十八年度 中学入試合格への道
第二回 国語 ⑤

〈問題〉

次の①・②のア～エにそれぞれ共通して補うことができる部首を部首名で答えなさい。

- | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ② | ア | 少 | イ | 火 | ウ | 多 | 工 | 責 |
| ① | ア | 固 | イ | 主 | ウ | 共 | 工 | 中 |

社会④ 〈解答と解説〉

問1 正解は 工

投票する権利（選挙権）は、最近、18歳以上となったのはみなさんも知っているかと思いますが、立候補する権利（被選挙権）は、衆議院議員の場合 25歳以上、参議院議員の場合 30歳以上、と違いがもうけられています。

問2 正解は ウ

アは、裁判所の仕事です。イは、国会の仕事です（日本国憲法第 61 条に定められています）。エは、国会の仕事です（憲法第 96 条に定められています）。

問3 正解は イ

アの憲法裁判所というものがもうけられている国もありますが、日本にはありません。ウの皇室裁判所は、大日本帝国憲法（明治憲法）の時代には存在しましたが、日本国憲法第 76 条では、これらのいわゆる特別裁判所は設置することができないと定められています。エの行政裁判所も、おなじく設置できないとされる特別裁判所ですから、いまの日本にはありません。

問4 正解は ア

日本国憲法第 6 条に、「天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する」と定められています。